

第4編 南海トラフ地震災害対策

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

第2章 関係者との連携協力の確保

【関係各課】

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ必要な物資の洗い出しを行い、物資の備蓄・調達計画を作成する。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。

ア 医療・救護

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県医師会	平成8年2月1日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
災害時の医療救護に関する協定	(公社)愛媛看護協会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施
災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県歯科医師会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県薬剤師会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)伊予医師会	平成28年3月17日	災害時における医療救護活動の協力
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)伊予歯科医師会	平成28年3月17日	災害時における医療救護活動の協力

イ 応急・復旧対策

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	(一社)愛媛県エルピ一ガス協会松山支部	平成20年10月28日	大規模災害時におけるLPガスの供給や炊き出し用資材の提供
災害時における電算システム復旧支援に関する協定	(株)愛媛電算	平成21年3月30日	大規模災害時に備え、町の電算データの保管及び、災害時におけるパソコンの貸与やシステムの復旧支援

災害時における応急対策業務の協力に関する協定	(一社)愛媛県電設業協会	平成24年 8月29日	大規模災害発生時における、指定避難所等への電設資器材等の提供
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	松前町土木部会	平成24年 8月29日	大規模災害発生時における、道路・橋梁等の応急対応協力や資機材のあっせん等
災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)愛媛県自動車整備振興会	平成24年 9月21日	大規模災害発生時における、道路・橋梁等の障害物の除去及び緊急自動車の整備等の実施
災害時における物資供給協力に関する協定	愛媛県森林組合連合会	平成24年 10月9日	大規模災害発生時における、応急仮設住宅や庁舎等の設置や応急修理に必要な木質資材の供給
災害時における物資供給協力に関する協定	(一社)愛媛県木材協会	平成24年 10月9日	大規模災害発生時における、応急仮設住宅や庁舎等の設置や応急修理に必要な木質資材の供給
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	愛媛県土地家屋調査士会	平成25年 2月25日	大規模災害発生時における、建物被害調査・り災証明に関する協力
災害時の協力に関する協定	四国電力(株)愛媛支店・四国電力送配電(株)愛媛支店	令和2年 4月1日	災害復旧に関する相互協力に関する協定
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	伊予電気工事協同組合	平成25年 12月27日	災害時における指定避難所への電気関係資機材の供給および指定避難所の電気設備の応急点検
災害時における搜索調査業務の協力に関する協定	(株)愛亀	平成26年 9月9日	大規模災害や水害発生時における暗渠水路内の行方不明者搜索に関する調査協力
災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	平成27年 2月12日	大規模災害や水害発生時における下水道施設復旧業務に関する協力
応急活動の協力に関する協定	松前町管工事業協同組合	平成27年 8月11日	災害時に被災した水道管路施設機能の復旧支援や応急給水活動への協力
災害発生時における松前町と松前町内等郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 (代表 松前郵便局)	平成27年 11月13日	災害時における郵便物配達に必要な情報提供や広報活動への相互協力
大規模災害時における農業用施設を活用した防災活動に関する協定	道後平野土地改良区	平成28年 1月21日	災害時に必要な農業用水の優先的な供給
災害時における被災者支援に関する協定	愛媛県行政書士会	平成29年 3月30日	災害時における被災者支援業務に関する協力
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	(株)愛亀	令和2年 6月29日	施設の一部を一時避難場所として提供
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	県・県下市町・産業建設	令和元年 6月24日	災害時における災害廃棄物等の円滑な処理体制の構築
大規模災害発生時における石材構造物の移設等に関する協定	一般社団法人日本石材産業協会	令和5年 11月9日	緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす墓石、石碑、モニュメント等の石材構造物の撤去又は移設

ウ 官公庁

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
----	-----	---------	--------

愛媛県消防広域相互応援協定書	県下市町・消防一部事務組合	令和2年3月31日	消防活動の広域相互応援の実施
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援協定	県・県下市町・消防一部事務組合	平成18年4月1日	県所有の消防防災ヘリコプター運用に関する協力
渇水等緊急時における相互応援協定	中予広域水資源対策協議会	平成20年3月28日	地震、異常渇水等による災害時の給水に関する相互協力
県警ヘリテレ映像に関する協定	県・県下市町	平成23年3月1日	県警ヘリコプターテレビ伝送システムに関する協力
災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成23年10月26日	大規模災害発生時における、国土交通省からのリエゾン（連携や調整を行う職員）派遣に関する協力
災害時における相互応援協定	瀬戸内・海の路ネットワーク	平成25年3月29日	大規模災害発生時における、備蓄物資等の相互協力
大規模災害時における相互応援に関する協定	北海道松前郡松前町（姉妹都市）	平成25年5月17日	大規模災害発生時における、姉妹都市間の災害応急・復旧対策に関する相互協力
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	県・県下市町	平成28年2月17日	災害時における県・市町間の相互応援
G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成30年6月25日	地震発生後、潮位偏差等をメールで配信
中予地区広域消防相互応援協定	中予市町、消防一部事務組合	平成31年3月29日	中予地区における消防の相互応援
安全で安心なまちづくりに関する協定書	伊予市・松前町・伊予警察署	令和3年11月22日	安全で安心なまちづくりに関する連携の強化
愛媛県消防団広域相互応援協定	県下市町・消防一部事務組合	令和2年3月31日	消防団の相互応援体制の確立

エ 物資供給

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	平成18年3月28日	大規模災害発生時における町施設内の自販機や社内の在庫飲料水の提供や配送
災害時における応急救援活動に関する協定	(株)フジ	平成19年3月28日	大規模災害発生時における食料及び生活必需品等の供給のほか災害活動拠点として施設利用の協力や来客者に対する施設内の設備提供や災害情報の発信
災害時における飲料供給等に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)	平成21年8月28日	大規模災害発生時における町施設内の自販機や社内の在庫飲料水の提供や配送
災害時における応急対策業務に関する協定	えひめ中央農業共同組合	平成21年9月5日	大規模災害発生時における、燃料・食料及び生活必需品等の提供
災害時における物資供給協力に関する協定	愛媛県森林組合連合会	平成24年10月9日	大規模災害発生時における、応急仮設住宅や庁舎等の設置や応急修理に必要な木質資材の供給
災害時における物資供給協力に関する協定	(社)愛媛県木材協会	平成24年10月9日	大規模災害発生時における、応急仮設住宅や庁舎等の設置や応急修理に必要な木質資材の供給
災害時における飲料供給等に関する協定	松山ヤクルト販売(株)	平成25年4月1日	大規模災害発生時における町施設内の自販機や社内の在庫飲料水の提供や配送

災害時における物資供給協力に関する協定	(株)宇田 釣り具のフレンド松前店	平成 25 年 12 月 27 日	大規模災害発生時における、救助用資機材の優先提供
災害時における物資供給協力に関する協定	生活協同組合コープえひめ	平成 26 年 4 月 2 日	大規模災害発生時における、食料及び生活必需品等の提供
災害時における救援物資提供に関する協定	(株)ジャパンビバレッジホールディングス	平成 26 年 4 月 10 日	大規模災害発生時における町施設内の自販機や社内の在庫飲料水の提供や配送
災害時における応急対策業務に関する業務	松山興産株式会社	平成 26 年 4 月 10 日	大規模災害発生時における、石油類燃料の優先供給や運搬のほか、津波緊急避難場所等の所有施設の提供
災害時等のキッチンカーによる炊き出し支援に関する協定	愛媛キッチンカー協会	令和 5 年 1 月 19 日	愛媛キッチンカー協会が調達可能な物資の供給
災害時における物資の輸送等に関する協定	松山地区トラック協会	令和 6 年 3 月 22 日	災害救助に必要な生活必需品等の配送
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社 四国支店	令和 7 年 3 月 27 日	避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施外

オ 避難所

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
災害時における応急対策業務に関する協定	社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	医療法人 河辺整形外科	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	社会福祉法人 昌樹会	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	社会福祉法人 鶴寿会	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	医療法人光佑会	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	社会福祉法人エンゼル	平成 26 年 3 月 14 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	平成 26 年 8 月 5 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時における応急対策業務に関する協定	(株)アコンプリシー	平成 27 年 4 月 15 日	災害時における要配慮者の避難場所の提供（福祉避難場所）
災害時等における緊急避難場所としての施設使用に関する協定	高野不動産 高野昭子	平成 28 年 1 月 25 日	指定緊急避難場所としての施設の提供
非常災害時における災害時避難所としての施設の使用に関する覚書	中川雅司	平成 29 年 5 月 16 日	古城幼稚園児等の一時避難場所としての施設の提供
指定福祉避難所に関する協定	(福)寿楽会(特別養護老人ホーム松前)	令和 5 年 3 月 31 日	在宅要配慮者の福祉避難所としての施設の提供
指定福祉避難所に関する協定	(福)みかん会(有料老人ホームみかん・松前)	令和 5 年 3 月 31 日	在宅要配慮者の福祉避難所としての施設の提供

カ その他

名称	締結先	協定締結年月日	具体的な内容
防災研究に関する相互協力	愛媛大学防災情報セ	平成 24 年	大規模災害に備え、防災に関する

協定	ンター	5月28日	調査・研究・情報交換の実施
重信川水系治水協定	国・県・土地改良区	令和2年 5月29日	参考協定
東レ株式会社愛媛工場における災害発生時の申し合わせ事項	東レ、松前消防署	令和3年 12月7日	災害発生時の関係機関との連携及び各種災害対応の強化に向けた協力体制の構築
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和4年 9月20日	本町の公式サイトを災害時のアクセス集中から守るため、キャッシュサイトを掲載

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

町は、町民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 【関係各課】

第1節 津波からの防護

- (1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画を定め、各種整備等を行う。
 - ア 堤防、水門等の点検方針・計画
 - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の活動は、津波災害対策編第2編第5章「災害情報報告活動」に準じて行う。

なお、関係者の役割分担や連絡体制等の確立に当たっては、以下の点に配慮して行う。

- (1) 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達
- (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、別途定める。なお、定めた基準については、制定・改定の都度、住民等に広報し、周知に努める。

第4節 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、別表のとおり。

なお、町は、公共施設を中心に、町内の建築物を対象に耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

別表

大字北川原、大字浜、大字筒井、大字北黒田、大字西古泉、大字昌農内、 大字南黒田、大字東古泉
--

- (2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
- ア 地域の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難指示等の伝達方法
 - カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (3) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定めておく。
- (4) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
- ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示等が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定し、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- (7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制を別途定める。なお、実施体制の確立に当たっては、以下の点に配慮する。
- ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
 - イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること
- (8) 避難所における救護上の留意事項。
- ア 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮する。

第5節 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

第6節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

第1 上下水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
また、配管の仮設等による応急給水に努める。

第2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

第3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

第4 通信

通信事業各社は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。
また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

第5 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 災害発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

第7節 交通

第1 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路

についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

第2 海上及び航空

松山海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者、児童等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は第1の(1)ア又は第1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9節 迅速な救助

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

伊予消防等事務組合松前消防署は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

第4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係各課】

以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画の策定に努める。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 津波防護施設
- (5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (7) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

第5章 防災訓練計画

【総務課・伊予消防等事務組合】

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練
なお、防災訓練の実施に当たっては、以下の点に配慮する。
 - ア 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫すること
 - イ 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【総務課】

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行う。防災教育の内容は次のとおりとする。

＜主な教育内容＞

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7章 南海トラフ地震の時間差発生における円滑な避難の確保等

〔危機管理課〕

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、町、県及び関係機関等は、臨時情報に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

第1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

第2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域

	<p>内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合(半割れケース)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<p>○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)(一部割れケース)</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合(ゆっくりすべりケース)</p>
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び同(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の災害応急対策

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

- (1) 町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、状況に応じて速やかに災害対策本部または災害警戒本部に移行できるよう、関係部局に対する連絡等、所要の準備を行う。
- (2) 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急対策

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間(地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。
また、1週間経過の後、さらに1週間(地震発生から336時間経過した以降の正時ま

での期間。)は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

- (2) 町は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、町民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

ア 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

イ 町民に呼びかける今後の備えの例

- (ア) 家具の固定の確認
- (イ) 避難場所及び避難経路の確認
- (ウ) 家族との安否確認手段の確認
- (エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認

- (3) 県は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議の開催結果について、直ちに町及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）に連絡を行うほか、国の緊急災害対策本部長から発せられる、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示について、直ちに市町に連絡を行う。

- (4) 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

- (2) 町は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実にを行うものとする。

- (3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実にを行うものとする。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

- (1) 地域住民等の避難行動等

ア 町は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

イ 町は、健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」とい

う。)とを別に定めることができるものとする。

事前避難対象地域…資料10-2

ウ 町は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定するものとする。

エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、町の避難情報に従い、安全な場所へ（知人宅や指定された指定避難所等）へ避難するものとする。

オ 町及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

カ 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 指定避難所の運営

ア 事前避難に係る指定避難所の運営及び物資の調達等は、避難者自らが行うことを基本とする。

イ 町においては、必要に応じて支援を行うものとする。

ウ 町においては、指定避難所の開設状況等の把握に努めるものとする。

第6 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

第7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、被害状況及び南海トラフ地震臨時情報等に関する正確かつ迅速な報道を行うための体制を確保するものとする。

第9 金融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

第10 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

(2) 海上および航空

ア 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部及び宇和島海上保安部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

ウ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第11 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

② 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の開鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ① 生徒等に対する保護の方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (オ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - イ 町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
 - ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

第12 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん及び町が実施する活動との連携体制の構築等、必要な措置を講じるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

- (1) 町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化

が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行するものとする。

- (2) 町は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、県民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

ア 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

イ 町民に呼びかける今後の備えの例

- (ア) 家具の固定の確認
- (イ) 避難場所及び避難経路の確認
- (ウ) 家族との安否確認手段の確認
- (エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認

- (3) 県は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議の開催結果について、直ちに町及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）に連絡を行う。

- (4) 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。